

訪問看護ステーション仁風荘こうやまち契約書

(令和6年9月1日現在)

様（以下、「利用者」といいます）と訪問看護ステーション仁風荘
こうやまち（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護について、次の
とおり契約を結びます。

第1条 （契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令その他関係諸法令およびこの契約書にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、療養生活を支援し、心身の機能維持回復を図るために、訪問看護のサービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 （契約期間）

この契約の契約期間は 令和 年 月 日 から、利用者の要介護認定の有効期間満了日まで、若しくは第9条に基づく契約の終了まで、本契約の定めるところにしたがって、当事業者が提供する訪問看護のサービスを利用できるものとします。

2. 利用者から事業者に対し、契約満了日の1ヶ月前までに文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動的に更新されるものとします。

第3条 （訪問看護計画の作成・変更）

事業者は、医師の診断に基づいて、利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況および希望を踏まえ、訪問看護計画を作成します。

2. 訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合、その居宅サービス計画の内容に沿って作成します。
3. 事業者は、訪問看護計画の内容を、利用者およびその家族に対して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。
4. 次のいずれかに該当する場合、事業者は、第1条に規定する訪問看護の目的にしたがって、訪問看護計画を変更します。
 - ① 利用者の心身の状況・環境などの変化により、当該訪問看護計画の変更を要する場合
 - ② 利用者およびその家族などが、訪問看護計画の変更を希望する場合
5. 事業者は、前項の訪問看護計画の変更を行う場合、利用者およびその家族に対して書面を交付して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。

第4条 （主治医との関係）

事業者は、主治医からの指示を文書で受け、訪問看護のサービス提供を開始します。

2. 事業者は、「訪問看護計画書」および「訪問看護報告書」を主治医に提出し、密接な連携を図ります。
3. 地域医療情報連携ネットワークへ参加し随時、円滑な情報共有を図ります。

第5条 （訪問看護サービスの内容）

利用者が提供を受けることのできる訪問看護のサービス内容については、【訪問看護ステーション仁風荘こうやまち重要事項説明書】に記載されているとおりです。

2. 事業者は、【訪問看護ステーション仁風荘こうやまち重要事項説明書】に定めた内容について、利用者およびその家族に説明を行います。
3. 事業者は、利用者の居宅にサービス従事者を派遣し、第3条によって作成された訪問看護計画に基づき、利用者に対して【訪問看護ステーション仁風荘こうやまち重要事項説明書】に定めた訪問

看護のサービスを提供します。

4. 利用者およびその家族との同意をもって訪問看護計画が変更され、事業者が提供する訪問看護のサービス内容または介護保険適用の範囲が変更となる場合、利用者およびその家族の同意をもって、訪問看護のサービス内容とします。

第6条 （サービス提供の記録）

事業者は、訪問看護のサービス実施ごとに内容を記録簿に記入し、サービス終了時に利用者およびその家族の確認を受けることとします。利用者およびその家族の希望があれば、控えをいつでも交付します。

2. 事業者は、利用者の訪問看護のサービス実施記録簿を作成し、この契約の終了後も 2 年間保管します。
3. 利用者およびその家族は、当該利用者にかかる同条第 2 項のサービス実施記録簿を、当該事業所の営業時間内に閲覧できます。
4. 利用者およびその家族は、当該利用者にかかる同条第 2 項のサービス実施記録簿の複写物の交付を受けることができます。ただし、複写物にかかる費用については医療法人養和会の定める複写料を、利用者またはその家族が支払います。

第7条 （料金）

利用者は、訪問看護のサービスの対価として、【介護保険利用料金表】または【訪問看護・医療保険利用料金表】に定める利用単位ごとの料金に基づき、算定された月毎の合計金額を事業者に支払います。

2. 事業者は、当月料金の合計額を、明細を請求書に付して翌月 15 日までに利用者へ送付します。
3. 利用者は、当月料金の合計額を、翌月 20 日までに事業者の指定する方法で支払います。
4. 利用者の居宅において、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話などの費用は、利用者の負担とします。

第8条 （利用料金の滞納）

正当な理由がないにもかかわらず、支払期日から 2 ヶ月以上遅延し、さらに支払の督促から、14 日以内に支払いがない場合には、サービス提供の契約を解除したうえで、未払い分をお支払いいただくことがあります。

2. 前項の督促をしたときは、事業者は「ケアプラン」を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から「ケアプラン」の変更、その他サービスの利用等について必要な協議を行うようにするものとします。
3. 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ同条第 1 項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することが出来ます。
4. 事業者は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

第9条 （契約の終了）

利用者は事業者に対して、契約終了希望日の 1 週間前までに通知をすることで、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変・急な入院など、やむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約の解除ができます。

2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、2 ヶ月間の予告期間において、理由を示した文書で通知することで、この契約の解除ができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することで、直ちにこの契約の解除ができます。
 - ① 事業者が正当な理由なく、サービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合

- ③ 事業者が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することで、直ちにこの契約の解除ができます。
- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように事業者が督促したにもかかわらず支払われない場合
- ② 利用者またはその家族などが、事業者やサービス提供の従事者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為・背信行為を行った場合（暴力行為、ハラスメント行為を含む）
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ① 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ② 利用者が死亡した場合
- ③ 利用者が介護保険施設に入所した場合（中断）

第10条 （訪問看護師の交替）

- 利用者は、選任された訪問看護師の交替を希望する場合は、当該訪問看護師が、業務上不適当と思われる事情、若しくは交替を希望する理由を明らかにし、事業者に対し、選任された訪問看護師の交替を申し入れることができます。
2. 事業者は、訪問看護師の交替によって、利用者およびその家族に対し、訪問看護のサービスを利用する上で、不利益が生じないように十分に配慮します。
3. 事業者は、選任された訪問看護師が、体調不良などの理由により訪問できない場合は、代替の訪問看護師を選任し、利用者およびその家族に連絡します。

第11条 （サービスの中止）

- 利用者は、事業者に対して、サービス実施日までに通知をすることで、料金を負担することなく、サービスの利用を中止することができます。
2. 利用者が、サービス実施日までに通知することなくサービスの中止を希望した場合は、事業者は利用者に対して、キャンセル料（2,000円+税）として請求することができます。この場合の料金は第7条に定める他の料金の支払いと併せて請求します。

第12条 （秘密保持）

- 事業者および事業者に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
2. 事業者は、利用者およびその家族の有する問題や、解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議において、利用者およびその家族の個人情報や、情報を共有するために用いることを、本契約をもって同意したとみなします。

第13条 （緊急時の対応）

事業者は、訪問看護のサービスを提供しているときに、利用者の病状に急変が生じた場合、またはその他必要な場合は、速やかに主治医または家族へ連絡するとともに、その他必要な措置を講じます。

第14条 （賠償責任）

- 事業者は、訪問看護のサービス提供に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
2. 同条第1項の場合において、利用者の重過失によって当該事故が発生した場合は、事業者が負う損害賠償額は減額または免責されます。

第15条（身分証携行義務）

訪問看護のサービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者またはその家族から提示を求められた場合、いつでも身分証を提示します。

第16条（協議義務）

利用者は、事業者が訪問看護のサービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

第17条（連携）

事業者は、訪問看護のサービス提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第18条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者およびその家族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業者が提供した訪問看護のサービスに関する利用者の要望・苦情などに対し、迅速かつ誠実に対応を行います。

医療法人養和会法人専用苦情窓口（介護事業所）

所在地 米子市上後藤 3-5-1

電話番号 0859-24-0007

料金無料のフリーダイヤル 0120-4165-34

FAX 0859-24-6516

担当：仁風荘事務部長 石田良太

※以下の公的機関においても、苦情申し出が出来ます。

鳥取県国民保健連合会

所在地 鳥取市立川町 6 丁目 176

電話番号 0857-20-2100

FAX 0857-29-6115

対応時間 午前9時から午後5時（土・日・祝日を除く）

米子市長寿社会課

所在地 米子市加茂町 1 丁目 1 番地

電話番号 0859-23-5155

FAX 0859-23-5012

対応時間 平日午前8時30分～午後5時15分

※米子市以外の方は、住所のある市町村役場の介護保険担当にお願いします。

第19条（本契約に定めのない事項）

利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第20条（裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

上記契約を証するため、本書2通を作成し利用者、事業者が署名等の上、1通ずつ保有するものとします。

訪問看護ステーション仁風荘こうやまち重要事項説明書

(令和6年9月1日現在)

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション仁風荘こうやまち
所在地	米子市紺屋町104-2
連絡先	TEL: 0859-38-1765 FAX: 0859-38-1766
管理者名	野崎 由美
サービス種類	訪問看護、介護予防訪問看護
介護保険指定番号	3190200174号
サービス提供地域	米子市、境港市、西伯郡

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間 年中無休 8:30~17:30 (必要時、時間外の対応も行っております。)

職員体制

	資格	常勤	非常勤
管理者	看護師と兼務	1名(兼務)	名
看護師		1名程度	1名程度
准看護師		名程度	名
理学療法士		名程度	名
作業療法士		名程度	名
言語聴覚士		名程度	名程度

2 当事業所の連絡窓口(相談・苦情など法人の総合窓口)

TEL: 0859-24-0007 ・ 0120-4165-34

担当部署: 介護老人保健施設仁風荘

担当者: 石田 良太

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態、要支援状態と認定されたご利用者に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

利用者の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、利用者個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4 訪問看護内容

(1) 日常生活の看護

清潔ケア、入浴介助、療養生活環境整備、病状の観察(血圧、体温、脈拍測定など)、コミュニケーション

(2) 医療処置

床ずれ、創部の処置、留置カテーテル、胃チューブの管理、在宅酸素療法の管理、終末期のケア

- (3) リハビリテーション
日常生活動作訓練、関節可動域訓練、言語訓練、嚥下機能訓練

- (4) その他
居宅サービス計画に沿った訪問看護内容など

5 利用料金

介護報酬、診療報酬に定められた料金を徴収致します。

別紙料金表は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせし、ご説明致します。

(1) キャンセル料

ご利用予定日にご連絡がなく、利用者の都合にてサービスを中止された場合、キャンセル料(2,000円+税)をいただきます。

(2) 利用料金などのお支払方法

毎月末締めとし、当該月分の利用料金を翌月 15 日までに請求しますので、20 日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

正当な理由がないにもかかわらず、支払期日から 2 ヶ月以上遅延し、さらに支払の督促から、14 日以内に支払いがない場合には、サービス提供の契約を解除したうえで、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、利用者に容態の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修等を実施しています（委員会の開催、指針整備等）。
- (2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを行政機関に通報します。
- (3) 利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束」といいます）を行いません。

8 サービスの継続的な提供について

当事業所では事業者である医療法人養和会と共同して感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講じています。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施
- (2) その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

また、災害発生時においてもご利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供できる体制を整備しています。

9 サービス提供にあたって

- (1) サービス提供に先立って、介護保険証、医療保険証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無、有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった

場合は速やかに事業者にお知らせください。

- (2) マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行います。
- (3) 利用者が介護認定を受けていない場合は、利用者の意向を踏まえ速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。
- (4) 主治医の指示並びに利用者に係る居宅支援事業所が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者又は家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (5) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお「訪問看護計画」は、利用者の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することが出来ます。
- (6) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示は、すべて当事業所が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

この重要事項説明書は、説明と同意の確認のために2通作成し、利用者と事業者が記名または署名をし、1通ずつ保有します。利用期間中はいつでも確認できるところでの保管をお願いいたします（なお、署名等は契約書とともに一括して行います）。

個人情報の取扱いについて

「個人情報」とは、介護記録をはじめとした諸記録や介護保険被保険者証等の個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

当事業所では、下記の目的に沿って業務上必要な範囲に限り個人情報を利用し、下記の目的以外には利用いたしません。

<介護サービスの提供に必要な事項>

- ①介護サービスの提供
- ②介護・公費負担医療に関する保険請求事務及びその委託（レセプトの提出、支払機関又は保険者からの照会への回答）
- ③厚生労働省、鳥取県などの関係行政機関等による法令に基づく照会・届出・調査・実地指導など
- ④当事業所が行う管理運営業務のうち、「会計、経理」、「介護事故の報告」、「利用者サービスの向上」など
- ⑤他医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等）との連携
- ⑥他医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等）からの照会への回答
- ⑦利用者への介護サービスの提供等にあたり、外部の医師等の助言・意見を求める場合
- ⑧家族等への病状説明
- ⑨その他、利用者への医療・介護サービス提供に関する利用
- ⑩組織体制の変更等、利用者への介護サービスに関するご案内
- ⑪賠償責任保険に係る、医療・介護に関する専門団体、保険会社、弁護士等への相談又は届出

<上記以外で当事業所として必要な事項>

- ①当事業所が行う管理運営業務のうち「業務の改善のための基礎資料」、「学生実習への協力等」、「職員への教育研修等」、「症例、事例検討・研究」
- ②個人を識別できないように配慮した上での学会・研究会等への発表
- ③当事業所の管理業務のうち「外部監査機関への情報提供」
- ④サービス利用経過及び予後調査、満足度調査や業務改善のためのアンケート調査

当事業者は、訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および重要事項説明書等に基づいて、サービス内容、重要事項および個人情報についての取扱いを説明した上、サービス契約を取り交わしました。

【事業所】

住 所： 鳥取県米子市紺屋町 104 - 2

法人名及び開設者：医療法人養和会 理事長 廣江 智

事業所名： 訪問看護ステーション仁風荘こうやまち

(指定番号：3190200174 号)

事業所管理者 野崎 由美

説明者 氏名

(利用者)

私は、契約書及び重要事項説明書等に基づいて、事業者から訪問看護サービスについての重要な事項及び個人情報の取扱いに関する説明を受け、サービス契約に同意しました。

また、介護報酬改定や税率改定における利用料金の変更において、契約書及び重要事項説明書を再度取り交わすことなく、別紙の利用料改定表を確認し、変更事項について同意します。

令和 年 月 日

ご利用者：住所 _____

氏名 _____ 代筆： _____ (続柄 _____)

(身元引受人及び連帯保証人)

身元引受人及び連帯保証人は、上記利用者の身柄に関する一切の引受けをします。また、貴事業所に対し、利用者が本契約上負担する一切の債務を極度額（限度額）100 万円の範囲内で連帯して保証します。

〒

住所 _____

しめい
氏名 _____

電話番号 _____

※本契約における極度額（限度額）は100万円とする。

請求書および領収書の送付先（利用者住所と異なる場合）

〒

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

連絡先

主 治 医	病 院 名	
	主治医氏名	
	連 絡 先	
緊急連絡先①	フリガナ 氏 名	(続柄：)
	連 絡 先	
緊急連絡先②	フリガナ 氏 名	(続柄：)
	連 絡 先	

〔介護保険利用料金表〕

令和6年9月1日現在

◆要介護

サービスの所要時間	基本料金	夜間：18時～22時 早朝：6時～8時	深夜：22時～6時
20分未満	314円	392円	471円
30分未満	471円	588円	706円
30分以上60分未満	823円	1,028円	1,234円
60分以上90分未満	1,128円	1,410円	1,692円
理学療法士など (1単位20分)	294円		
定期巡回訪問介護・看護 要介護5の方の加算	2,961円(1月につき) 800円/月		

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります
 准看護師が訪問を行った場合は90/100を乗じた料金となります。理学療法士等が1日に2回を超えて
 行った場合50/100を乗じた料金となります。

◆要支援

サービスの所要時間	基本料金	夜間：18時～22時 早朝：6時～8時	深夜：22時～6時
20分未満	303円	378円	454円
30分未満	451円	563円	676円
30分以上60分未満	794円	992円	1,191円
60分以上90分未満	1,090円	1,362円	1,635円
理学療法士など (1単位20分)	284円		

*理学療法士等の利用開始から12月超は更に15円/回となります。

○サービスの加算料金

加算項目	基本料金	単位数
初回加算（Ⅰ：退院日） （Ⅱ：退院日以外）	（Ⅰ）350 円 （Ⅱ）300 円	（Ⅰ）350 単位 （Ⅱ）300 単位
退院時共同指導加算	600 円	600 単位
特別管理加算Ⅰ（1 月につき） 特別管理加算Ⅱ（1 月につき）	（Ⅰ）500 円 （Ⅱ）250 円	（Ⅰ）500 単位/月 （Ⅱ）250 単位/月
緊急時訪問看護加算（1 月につき）	574 円	574 単位
口腔連携強化加算（1 月につき）	50 円	50 単位/月
サービス提供体制加算Ⅰ サービス提供体制加算Ⅱ	（Ⅰ）6 円 （Ⅱ）3 円	（Ⅰ）6 単位/回 （Ⅱ）3 単位/回
サービス提供体制加算Ⅰ サービス提供体制加算Ⅱ （定期巡回訪問介護看護の場合）	（Ⅰ）50 円 （Ⅱ）25 円	（Ⅰ）50 単位/月 （Ⅱ）25 単位/月
ターミナルケア加算	2,500 円	2,500 単位
複数名訪問看護加算Ⅰ：30 分未満 30 分以上	254 円 402 円	254 単位 402 単位
長時間訪問看護加算	600 円	600 単位
看護体制強化加算Ⅰ（1 月につき） 看護体制強化加算Ⅱ（1 月につき） 看護体制強化加算 介護予防	（Ⅰ）550 円 （Ⅱ）200 円 （介護予防）100 円	（Ⅰ）550 単位/月 （Ⅱ）200 単位/月 （介護予防）100 単位/月
看護・介護職員連携強化加算	250 円	250 単位
高齢者虐待防止措置未実施減算		-1/100 単位/月
業務継続計画未策定減算		-1/100 単位/月

※長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに1時間30分以上になる場合、1回につき600単位を所定単位数に加算されます。

〔医療保険利用料金表〕

令和6年9月1日現在

- ・それぞれ医療保険により1～3割のご負担になります
- ・【 】内は准看護師が訪問した場合

訪問看護				料 金
基本療養費Ⅰ	保健師、助産師 又は看護師	週3日まで	30分以上	5,550円 【5,050円】
		週4日以降	30分以上	6,550円 【6,050円】
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士		30分以上	5,550円
基本療養費Ⅱ (同一建物居住者で 同一日に 2人以上訪問した 場合)	保健師、助産師 又は看護師	週3日まで	30分以上	5,550円 【5,050円】
		週4日以降	30分以上	6,550円 【6,050円】
基本療養費Ⅱ (同一建物居住者で 同一日に 3人以上訪問した 場合)	保健師、助産師 又は看護師	週3日まで	30分以上	2,780円 【2,530円】
		週4日以降	30分以上	3,280円 【3,030円】
基本療養費Ⅱ	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士		30分以上	5,550円

精神訪問看護			料 金
精神訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日まで	30分未満	4,250円 【3,870円】
		30分以上	5,550円 【5,050円】
	週4日以降	30分未満	5,100円 【4,720円】
		30分以上	6,550円 【6,050円】
精神訪問基本療養費Ⅱ (同一建物居住者で同一日に 2人以上訪問した場合)	週3日まで	30分未満	4,250円 【3,870円】
		30分以上	5,550円 【5,050円】
	週4日以降	30分未満	5,100円 【4,720円】
		30分以上	6,550円 【6,050円】
精神訪問基本療養費Ⅱ (同一建物居住者で同一日に 3人以上訪問した場合)	週3日まで	30分未満	2,130円 【1,940円】
		30分以上	2,780円 【2,530円】
	週4日以降	30分未満	2,550円 【2,360円】
		30分以上	3,280円 【3,030円】

※自立支援医療受給者証（精神通院）、自己負担上限額により請求させていただきます

〔医療保険利用料金表 2〕

管理療養費 <医療共通>		料 金
機能強化型訪問看護管理療養費 3	月の初日	8,700 円
訪問看護管理療養費 1		7,670 円
機能強化型訪問看護管理療養費 3	2 日目以降	3,000 円
訪問看護管理療養費 1		

各種加算			料 金	各種加算		料 金
難病等 複数回 訪問加算	1 日 2 回	同 一 建 物 内 2 人 まで	4,500 円	特別管理加算（1 月につき）		利用者の状態で 2,500 円または 5,000 円
		同 一 建 物 内 3 人 以上	4,000 円	特別管理指導加算		2,000 円
	1 日 3 回 以上	同 一 建 物 内 2 人 まで	8,000 円	退院時共同指導加算		8,000 円
		同 一 建 物 内 3 人 以上	7,200 円	退院支援指導加算	90 分未満	6,000 円
複数名 訪問看護 加算	週 1 回	同 一 建 物 内 2 人 まで	4,500 円【3,800 円】		90 分以上	8,400 円
		同 一 建 物 内 3 人 以上	4,000 円【3,400 円】	ターミナルケア療養費 I		25,000 円
	週 2 回 以上	1 日 1 回	3,000 円	長時間訪問看護加算（週 1 回）		5,200 円
		1 日 2 回	6,000 円	情報提供療養費		1,500 円
		1 日 3 回	10,000 円	在宅患者連携指導加算（月 1 回）		3,000 円
24 時間対応体制加算 （1 月につき）			6,800 円	在宅患者緊急時カンファレンス 加算（月 2 回まで）		2,000 円
緊急訪問看護加算（1 日につき）			2,650 円	看護・介護職員連携強化加算 （月 1 回）		2,500 円
早朝・夜間訪問看護加算 （6～8 時、18～22 時）			2,100 円	医療 DX 情報活用加算（月 1 回）		50 円
深夜訪問看護加算 （22～6 時）			4,200 円	ベースアップ評価料（月 1 回）		780 円